

お客様各位

**北央信用組合**

## 手形・小切手の全面的な電子化に向けた規定改正に関するお知らせ

令和3年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用廃止」、「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会により「令和8年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画が策定されました。

これにより、政府・産業界・金融界が一丸となって、手形・小切手機能を令和9年3月末までに全面的に電子化することを目指しています。

こういった状況を踏まえまして、当組合では令和9年3月末以後における手形・小切手の具体的な取扱いにつきまして、関連する預金規定等の改正を行いました。

お客様におかれましては、これを機に、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）などの電子的な決済手段の活用をご検討ください。

手形・小切手の全面的な電子化に向けて改正した規定等

[ほくしん普通預金規定](#)

[ほくしん貯蓄預金規定](#)

[ほくしん納税準備預金規定](#)

[ほくしん無利息型普通預金規定](#)

[ほくしん当座勘定規定（一般用）](#)

[ほくしん当座勘定規定（専用約束手形口用）](#)

[ほくしん代金取立規定](#)

[後見制度支援預金規定](#)

全国銀行協会策定の自主行動計画については以下をご覧ください

[紙の手形・小切手利用廃止へ | 一般社団法人 全国銀行協会](#)

以上